

「携帯電話の所持」に関する規定について

本校では携帯電話にあたり、ルールやマナーを徹底する必要があると考えています。携帯電話での盗撮、誹謗中傷、個人情報の漏洩、不適切な画像の掲載など問題も多くあり、利便性と危険性、光と影が隣り合わせていることを学ばせるため、本校では、携帯電話の所持について次のように指導してまいります。

1 学校での指導について

- (1) 携帯電話は、授業中などはもちろん、休み時間などにおいても、校内での使用は認めません。携帯電話は登校後速やかに電源を切り、ロッカーや鞆の中に保管するよう指導します。緊急時など本人と連絡が必要な場合は、学校に連絡をしてください。校内での使用を見つけた場合、次のように指導します。
 - 1回目：本人を指導・保護者連絡
 - 2回目：保護者招請・学年指導
 - 3回目：特別指導
- (2) 誹謗中傷メール、度が過ぎた画像の投稿などには毅然と対応します。場合によっては、学校として被害届を警察へ相談することや特別指導の対象とすることもあります。

保護者は生徒に携帯電話を持たせる場合には、次のことを守ってください。

2 携帯電話を所持させる場合

- (1) あらかじめ、家庭でのルールを話し合い、実行してください。
- (2) フィルタリングサービスは必ず利用させてください。
- (3) 保護者は、生徒の携帯電話の使用を適正に管理し、セキュリティーや情報モラルに関する指導は保護者の責任で行ってください。
- (4) ネット上への書き込みなど、携帯電話を要因としたトラブルは絶対に起こさないよう注意させてください。

3 登校時に所持させる場合

- (1) 携帯電話の紛失、破損などについては、保護者の責任で対応してください。
- (2) 登下校中の自転車運転中や歩行中に携帯電話を使用させないでください。
- (3) 駅や列車内など、公共の場での使用は周囲に十分に配慮してください。